

2021年1月7日

「緊急事態宣言」発令に伴う追加対策に関するお知らせ

新明和工業株式会社

当社およびグループ会社は、1月7日付で政府が首都圏(1都3県)に対して発令した「緊急事態宣言」を受けまして、対象地域を中心に以下の追加対策を実施致します。

お客様、お取引先様におかれましては、ご不便をおかけすることとなり誠に申し訳ございません。緊急事態下における対策であることをご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

◆ 人的接触機会の削減【対象：1都3県に設置する全事業所】

1. 対策の概要

以下に記載した内容の実践により、従業員同士が接触する機会(人数・時間)を減らし、従業員間の感染リスクの極小化に努めます。

(1) オフィスにおける「人的接触機会の削減」を現状以上に徹底するべく、下表に記した①、②を中心に、状況に応じて③、④も適応する。

〔※但し、現地・現物に接することを主とする工場・工場事務所(設計・品質保証・調達・工務・工事部門等も含む)を除く〕

(2) 工場、工場事務所においても、操業度合を勘案しつつ、適宜以下に記した「人的接触機会の削減」を取り入れる。

	「人的接触機会の削減」方策	概要
所定就業日	①在宅勤務	「在宅勤務制度」を活用し、事務所内および通勤時の人的接触機会をなくす。
	②自宅待機	在宅勤務がかなわない従業員については自宅待機とし、事務所内および通勤時の人的接触をなくす。
	③「フレックスタイム制度」の活用	フレックスタイムを活用し、勤務時間帯を変更もしくは短縮することで、事務所・工場内の人的接触度合いを緩和するとともに、通勤ラッシュ回避による外部の人的接触機会も減らす。
	④会議室の活用	執務場所を、会議室等の空きスペースに移し、事務所内の人的接触度合を減らす。
上記以外	不要不急の外出自粛	政府(各自治体)要請に基づく

2. 適用期間：2021年1月8日(金)から同年2月7日(日)までとします。

3. 上記期間中のお取引先様への対応について

(1) 営業担当者、およびサービス担当者につきましては、通常と同じ手順でご連絡をお受けする体制を敷いております。

(2) 原則、首都圏に勤務する従業員(工場を除く)は上記①、②を適応するため自宅勤務または自宅待機としますが、必要最低限の人員については、通勤時間帯や執務環境等に配慮のうえ出社対応致します。

4. 追加対策を適用する事業所

- (1) 東京本部ビル (神奈川県横浜市鶴見区尻手 3-2-43)
- (2) 上野ビル (東京都台東区東上野 5-16-5)
- (3) 上野第2ビル (東京都台東区上野 7-12-14)

※上記施設に入居するグループ会社も含む

- (4) 上記以外で対象となる営業所およびグループ会社

事業部/グループ会社	対象事業所
流体事業部	関東支店
パーキングシステム事業部	足立営業所、神田営業所、日本橋営業所、越谷出張所、浦和営業所、厚木営業所、千葉営業所、芝営業所、新宿営業所、池袋営業所、多摩営業所、二子玉川営業所、横浜営業所、蒲田営業所
特装車事業部	寒川工場、関東支店、多摩営業所、千葉営業所
新明和オートエンジニアリング(株)	本社、東京第一営業所、東京第二営業所、関東営業所
新明和ソフトテクノロジー(株)	東部技術本部
新明和アクアテクサービス(株)	関東センター、東京オフィス、千葉ステーション
東邦車輛(株)	横浜部品営業所
新明和パークテック(株)	本社ビル、羽生工場
新明和オートセールス(株)	本社、横浜営業所、葛飾営業所
大亜真空(株)	本社
フルテック(株)	東京営業部

5. 上記以外の追加感染予防対策について

上記「4」に記載した以外の事業所、営業所および生産拠点は通常どおり稼働致しますが、全国的な感染拡大の状況に鑑みて、以下の対策を追加して実施致します。

1. 出張の取り扱い ・海外出張については禁止とする。 ・国内長距離出張についても、当面禁止とし、WEB会議ツールを活用する。
2. 会食の取り扱い ・当面、原則禁止とする。
3. 来客対応 対面による面談は少なからずリスクを伴うことから、原則 Web 会議システムを介した面談に変更する。
4. 在宅勤務制度の活用(現地・現物に接することがメインとなる工場・工場事務所を除く) リスク軽減の観点から、「在宅勤務制度」の利用を促し、職場や通勤における人的接触機会の低減に努める。

以上